

柏市遠隔手話サービスの利用規約

柏市遠隔手話サービスは、以下の条件の下で実施します。別紙「柏市遠隔手話サービスの利用に関する同意書」にて同意を得ていただきます。

1 サービス提供

(1) サービス提供日及び時間

平日 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分まで（土、日、祝日、年末年始は除く）

(2) サービス提供者

柏市設置手話通訳者

2 サービス利用の対象者

柏市内在住の聴覚障害者

3 サービス提供の内容

手続きや問い合わせの際に、利用者自身のスマートフォン、タブレット等の端末でビデオ通話機能を用いて、設置手話通訳者による手話通訳をするもの。

(1) サービス提供の条件

ア 事前に利用者情報を登録すること（利用申込みする前に1度のみ）

イ LINE（ライン）でビデオ通話機能を使用すること。トーク等のその他の機能は使用しないこと。

ウ 利用前（遅くとも利用する30分前まで）にコミュニケーションセンターかしわ（komisen@jupiter.ocn.ne.jp）にメールで利用者氏名、用件、利用開始時間を連絡すること（サービス利用前に毎回）

※LINEでの連絡は受け付けません

エ 利用時間は1人15分までとする

オ 単なる話し相手での利用はできません

(2) サービス提供ができない場合

ア 電波状況等が悪い場合

イ 設置手話通訳者が派遣対応中、窓口業務中の場合

ウ 商用もしくはそれに類する目的のもの

エ 緊急対応の依頼が来た場合

オ 自然災害が発生した場合

カ 公的秩序に反する内容や違法性が高い内容と柏市が判断した場合

なおこれらの状況が続く場合には利用登録の取消しをする場合がある。

4 緊急時対応

緊急を要するもの（体調不良でかかりつけ医に急遽受診したい，子どもの通う学校に急ぎで連絡をしなければならない等）で遠隔手話サービスを利用する場合は，上記3（1）ウを省略することができる。また，内容によっては15分以上の対応が可能。

5 登録内容に変更等が生じた場合

「柏市遠隔手話サービスの利用に関する同意書」の内容に変更や資格喪失の事由が発生した場合は，変更（資格喪失）届を提出すること。

6 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とする。但し，利用者自身のスマートフォンやタブレット端末等の通話料は利用者負担となる。